

養老町第二回臨時会会議録

平成二十四年第二回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十四年八月九日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 議案第七十二号 養老町非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第五 議案第七十三号 養北小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長	松永民夫
一 番	岩永義仁
二 番	長澤龍夫
三 番	大橋三男
四 番	三田正敏
五 番	吉田太郎
六 番	早崎百合子
七 番	野村永一
八 番	田中敏弘

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一
総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉部 住民人権課長	伊藤公一
住民福祉部 健康福祉課長	松永博孝
住民福祉部 生活環境課長	高木久之
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部 農林振興課長	川地豊己
九 番	松永民夫
十 番	皆川雅子
十一 番	中村辰夫
十二 番	岩瀬進
十三 番	水谷久美子

産業建設部	加藤敏博
商工観光課長	
産業建設部	伊藤博文
建設課長	
産業建設部	西脇和信
水道課長	
会計管理者兼	伊藤幸
会計課長	
教育委員会事務局兼	香川満
スポーツ振興課長	
教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	
教育委員会	藤田実芳
生涯学習課長	
消防長	小林恒夫

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長 (松永民夫君) おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより開会をいたします。

平成二十四年第二回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆さんも御一緒にお願いたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

ただいまから平成二十四年第二回養老町議会臨時会を開会し、

本日の会議を開きます。

○議長 (松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二十條の規定によって、二番 長澤龍夫君、三番 大橋三男君を指名します。

○議長 (松永民夫君) 次に日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、八月一日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 皆川雅子君。

○議会運営委員長 (皆川雅子君) 議会運営委員会報告をいたします。

去る八月一日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。協議事項は、平成二十四年第二回臨時会の日程についてであります。

まず会期につきましては、本日の一日と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、

六、議案の審議、内容は質疑、討論、採決、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

次に審議する議案は、条例の一部改正についてが一件、工事請負契約の締結についてが一件、合計二件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第五、養北小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についての二件は上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の一日にいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年六月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで、諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成二十四年第二回養老町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には何かと御多用なところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

立秋も過ぎまして、きのう、きょうは本当に秋が来るのかなというような気候ではございましたが、まだまだこのままでは夏は終わらないだろうというふうに思います。そんな中で、毎日ロンドンオリンピックで非常に感動を受けているところでございます。寝不足の方も多いのではなからうかというふうに思いますけれども、本年は、また九月に岐阜県の四十七年ぶりの国体が開催されます。町内外からたくさんの方の応援の方、また監督、選手の方がお見えになりますので、養老町としても精いっぱいおもてなしをさせていただきますというふうに思っております。

また、きょうは傍聴席に中学生三人が傍聴に来てくれております。将来の、ひよつとしたら執行部になるかもしれないし、議員になるかもしれない。きょうは十分に勉強をしていていただきたいというふうに思います。

本日は二件の議案を提出させていただいております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、議案第七十二号 養

老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十二号

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案第七十二号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定めるものとする。平成二十四年八月九日提出。

改正の趣旨でございます。平成二十三年十月二十日に文部科学省よりJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）の運営改善についての通知があり、これまでJETプログラムの参加者の年間報酬額が税控除後の額で三百六十万円程度とされておりましたが、平成二十四年度から給与計算事務の簡素化を図るとともに、JETプログラム参加者に対して一定のインセンティブ、いわゆるやる気を与えつつ、地方公共団体の財政負担の軽減を図るため見直しを行うことに伴う条例の一部を改正するものでございます。

改正の要旨でございますが、外国語指導助手、通称「ALT」の報酬を税控除後の額で月額三十万円を、税控除前の額で任用一年目の者は二十八万円、任用二年目の者は三十万円、任用三年目の者は三十二万五千円、任用四年目及び五年目の者は三十三万円に改正するものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） こちらの通称「ALT」ですけれども、当

町における人数、それと今現状で構いませんが、現在で当てはめると一から四段階ございますけれども、どこに何名当てはまるかという部分と、このALTの週当たりの勤務時間数、さらに例えば夏休み中の勤務実態、状態、どのような内容かというのを教えてください。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの岩永議員の

質問にお答えいたします。

ただいま当町で勤務している外国語指導助手、俗に言うALTは三名です。ただ、現在勤務しておりますのは一名で、四年を経過し、この八月以降、五年目を迎えます。国籍はアメリカです。

ことしの三月に、一名が体調不良により帰国しております。また、七月に五年を経過した一名が帰国しており、ただいま一名です。本日、二名が来庁の予定をしております。国籍は二名ともニュージーランドになります。

三名は、いずれも財団法人自治体国際化協会と文部科学省、総務省、外務省との連携によるJETプログラムのあっせんにより決定をしております。JETプログラムの任用期間は一年になります。一年経過後、双方、雇い入れる側とALTの合意により、再度一年任用という形をとりますので、最長五年の雇用となっております。よって、五年以上の者はありません。

先ほどのどこに位置するかということですが、ただいま条例改正前ですので、全て三十万の者で、一年目も五年目も三十万ということになります。今後、条例が本日可決していただければ、それぞれ年によって報酬額が変わるということになります。

あと一週間の勤務時間ですけれども、一応、週三十五時間、月

曜日から金曜日まで三十五時間の勤務、週の勤務時間が三十五時間という事で、八時半から四時十五分で一時間休みの勤務をしております。

夏休みの勤務ということですが、今一名しかおりませんので、この一名はスピーチコンテストに子供が出ますので、その指導に当たったり、あとALTの指導のほうに当たっておりますので、そちらのお手伝いで県内のほうへ出歩いたりということではあります。あと、夏休みに有給休暇等をとっておりますので、おらないこともあります。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま上程されました金額の変更ですが、この改正額というのは、全県統一なのか、町独自なのかという点についてと、それからALTにおきましては、以前、教育委員会にも机があったときもあつたんじゃないかと思えます。私たち議員にとつても、なかなか、今アメリカの方が養老町に来ていただいているようにすけれども、もう少し身近に感じているという点では、全町民の人材だと思っておりますので、教育委員会にデスクを置くような考えはないのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの水谷議員の質問にお答えいたします。

当初、確かにALTを雇い入れたときは、教育委員会のほうに席を設けておりました。平成二十三年から小学校のほうにおいても英語の授業が入りましたので、それもあつて二名を三名にしま

して、それぞれ各学校、あるいは小学校を巡回して指導に当たっておりますので、なかなか教育委員会のほうへ席を設けて、そこで勤務をするという実態はございません。

済みません、水谷議員、あと質問、ごめんなさい。

○十三番（水谷久美子君） 全県が統一なのかどうか、町独自か。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 済みません、申しわけございません。

報酬額につきましては、先ほども町長さんのほうの説明にあつたんですが、JETプログラムの運用改善ということで、日本の中でJETプログラムを雇用している者に関して、統一の額ということになります。以上でよろしいでしょうか。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 五番 吉田太郎君。

○五番（吉田太郎君） 今ALTが三名ということで、まず中学校は確実に二名ということになるんですけれども、結局その時間帯で、中学校が主になりますけれども、三名でこの対応を本当できるのかということ。できればもつとふやす勘考はないか、ちよつとそれの件を聞きたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの吉田議員さんの質問に対してお答えいたします。

三名で足りているかということなんですが、多分、多めにこしたことは確かにないんですけれども、ただ一応、小学校が今、週、五年生一時間、六年生一時間ということで、あと中学校に関しまして、ずうっと本来の英語の教師と一緒に行動しているわけではないので、それなりのやりくりをしておるとい

とが一点と、あと年間の金額のほうの話になるんですけども、今、外国語指導助手ということで、本年度予算一千四百万程度かかっております。これに一名ふえるということは、先ほどの三百六十万何がしというものがかかってまいりますので、やはりその辺は予算のこともありまして、当面三名という体制でやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 改正の内容につきましてはよくわかりましたんですが、現行の状況で見ますと、ただし書きがここに、参考資料の中で見ますとありますが、改正のほうにはただし書きがないんですが、このただし書きをなしにした理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 中村議員に対してお答えいたします。

改正前のただし書きにつきましては、税を控除しないというものです。改正後につきましては、全て報酬額から税を差し引くということですので、ただし書きのほうは外させていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 現行では課税をすることということで、今後は課税をしないという解釈というふうに私は今承りましたが、課税をしないんじゃないかと解釈して、した者についてはその引いた金額を支給するという解釈でよろしいのですか。再度、答弁お願いします。

ます。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 申しわけございません。説明が不足しておりました。

ただいまおっしゃったとおりでございます。改正前につきましては、課税された者に関してはその分を加算して支給しておりますが、今後は報酬の中から税のほうを差し引くということでございます。申しわけございませんでした。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第五、議案第七十三号 養北小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十三号 養北小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について、説明

をさせていただきます。

議案第七十三号 養北小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について。

町は工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。平成二十四年八月九日提出。

昭和四十五年に建設された養北小学校屋内運動場は、築後四十年が経過し、経年劣化や傷みが著しく、耐震診断結果からもIs値が〇・三四と、耐震性ありとするIs値の〇・七を下回っており、また床面積も狭いため建てかえ工事を行います。また、関連工事としてプール附属棟の更衣室、トイレ等の改修工事を行うものでございます。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、契約の目的、養北小学校屋内運動場改築工事。

契約の方法は、指名競争入札により行いました。参加企業は十社で、養老町大巻、大橋組、蛇持、佐竹組、高田の古川工務店さん、それから大垣市浅草の宇佐美組、揖斐川町三輪の西濃建設、大垣市本今の高岩組、大垣市神田町の土屋株式会社、大垣市西崎町の岐建株式会社、それから岐阜市六条南の内藤建設、岐阜市鹿島町の市川工務店、十社の指名競争入札により行いまして、契約金額が二億二千二百六十万円で、岐阜県養老郡養老町蛇持二十一番地、株式会社佐竹組、代表取締役 佐竹武、佐竹組の落札となりました。

工期は、本契約締結の日から平成二十五年三月十五日まででございます。

工事場所は、養老町飯田地内。

工事概要につきましては、屋内運動場改築、プール附属棟改修等でございます。

以上で、議案第七十三号 養北小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） ただいま町長のほうから説明をいただきました。

今回は十社ということですが、一番の札と二番大橋組との差額のことなんですけれども、差額はどれだけかということ、十社ある中の、一番低い指名競争入札の金額の差を教えてくださいいただけますか。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） ただいまの早崎議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今回の入札の入札金額と、その次の金額との差額ということでよろしいでしょうか。

二番目の順位の金額との差額は、税抜きの数字で百五十万円の差でございます。

それと、一番高かった、一番下位の金額との差額は、これも税抜きになりますが、六百万ちようどでございます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 済みません、先ほどの質問、ちよつと失礼なところがありましたがお許しくださいと思います。二番目の大橋組というのが出てしまいました、ごめんなさい。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 平成二十年六月の議会でも、養北小学校の屋内運動場につきましては、地元から非常に狭いとか、あるいは耐震についての心配であるという質問がありました。その後どうなるのかなと気にしておりましたが、今回このように上程されました。

それで今、町長の答弁のほうから広くなるということと、耐震に対しても非常に力点を置いておられるようにお聞きいたしました。それで、その新しい屋内運動場の面積内容、特にどの部分が広がっているのか。それから、運動に直接関係あるフロアですね、それがどのぐらい広がっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの皆川議員さんの質疑にお答えいたします。

この屋内運動場、体育館の面積につきましては、延べ床面積で、今回の建物が千四十五・二二平米、取り壊し面積が五百六十五・八九平米で、四百七十九・七二平米の増となっております。また、アリーナ面積が、取り壊し前が三百五十六・七平米で、新しく建つ予定のものが四百八十八・一一平米ということで、百三十一・四一平米の増となっております。一・三四倍ということとなります。

建物全体といたしまして大きく変わるところといたしましては、更衣室ができる。また、二階に会議室ができるということで、この会議室につきましては、避難所となったときの本部会議等を設置できる。また、留守家庭児童教室等で利用する予定をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいまお答えいただきましたが、この使用料につきましては、どのように試算されておるのでしょうか。いろんな面で使用していくと思いますが、特に会議室が新しくなったということでございますので、多方面に使われていくのか、あるいは学校面だけで使われていくのか、その用途をお伺いいたします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 使用料につきましては、すけれども、ただいま夜間開放等につきましては、屋外グラウンド、体育館等でございます。会議室という設定がございませんので、今後検討してまいります。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） 今回、プール附属棟の改修も入っておりますが、このプール附属棟の改修内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、自席で答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） プールにつきましてはですが、今プール附属棟で更衣室と、あとトイレがございます。トイレにつきましては、外の屋外グラウンドでスポーツ少年団等が

利用しておるわけなんですけれども、今回改修後に当たりましては、身体障害者、多目的用のトイレが一つ、あと更衣室等は体育館のほうの更衣室と併用させるということで、更衣室を一般トイレに改修をいたしまして、女性用のトイレで四つのブース、あと男性用のトイレにつきましては、大便器が二つと小便器が三つで、いずれも半数を洋式トイレというほどの改修となっております。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今説明を受けておりました、かなり体育館が広くなるというようなことで、使い勝手もいいということでありがたいと思っておるんですが、この面積に関しては、児童数の一人当たりの平米数があつて、それで逆算されて設計されたのか、町独自の考えでやられたのか、お尋ねします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ただいまの田中議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどの児童当たりの面積ということでございますけれども、一応、文科省のほうの補助面積といたしましては、養北小学校、クラス数でまいりますので八クラスあります。八百九十四平米まで建てられることになっておりますが、当初、養北保育園の跡地利用ということも検討しておりましたけれども、耐震性も足りないうし、耐力度調査のほうも劣っているということ、早期に建てかえの御要望がありましたので、今の既存の建物を取り壊し、最大限とれる面積ということで、今回の面積に至りました。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 三番 大橋三男君。

○三番（大橋三男君） 一点だけお願いします。設計金額に対する落札率がわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） ただいまの大橋議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

当町は予定価格等、公表いたしておりません。設計金額等も公表いたしておりませんので、率については御回答できませんので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの答弁を聞いてみると、入札回数是一回なのかあとというふうに思うわけですが、その確認と、それから屋内運動場本体ですね、その金額についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 安藤総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（安藤淳一君） ただいまの水谷議員さんの御質問にお答えいたします。

この入札の回数につきましては、二回行いました。一回目につきましては、予定価格に達しておりませんでしたので、再度、二回目の入札において落札、決定したということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） ちょっと概算で正しい数字かどうかということはあるんですけども、一億四千六百七十万五千円程度となると思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ありがとうございます。

今回耐震、先ほどもございましたけれども、この間のいろいろな地震により公共施設、庁舎も含めてですが、免震装置が条件で契約をするというようなことも全国的には言われております。体育館は、多額の免震装置をつけるということはなじまないかもしれませぬけれども、これからその効果におきましては、保育園の建設などございますが、この町の免震装置に対する考え方、聞くところによりますと、免震装置は横揺れにはよいが、縦揺れには効果がないというようなことも言われておりますが、これについての見解と、それから公開プロポーザルですね、その検討とございますか、そこら辺の町の考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問でございますけれども、免震装置をつける、つけないというような考えでございますけれども、つけるにこしたことはないと思っておりますけれども、その金額等、相当加算されることもございますので、現在危惧されております東海・東南海等の最大震度に耐え得る建物ということを基本に考えていきたいというふうに思っております。

それから、プロポーザル方式ということでございましたけれども、体育館の仕様から考えまして、さほど複雑とも思えませんが、そういったことは必要がないのではないかというふうに考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） プロポーザルは、体育館はもちろん町

長の答弁どおりだと思いますが、今後の校下の保育園建設とか、これから公共施設なんか携わってのことをお尋ねしたかったわけですので、お願いいたします。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） もちろんそういうことも考えられますので、例えばプール等もそういうことが言えるのかなあというふうに今考えております。今度のオンデマンドバスの関係は、この方式でやることに決定しておりますし、ですので、ものによってはこれからそういうことも考えていこうというふうに思っております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 先ほど耐震強度の設定の話が出ましたけれども、最新の想定される東南海地震の数値ですと、震度六強が想定されておりまして、これに該当する耐震設計で行われているという判断でよろしいでしょうか。

○議長（松永民夫君） 佐藤教育総務課長、答弁。

○教育委員会教育総務課長（佐藤昌子君） 新しい建物でございますので、当然その辺の数値につきましてはクリアしているものがございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年八月九日

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

議長 松永民夫

議員 長澤龍夫
議員 大橋三男

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十四年第二回養老町議会臨時会を閉会します。

長時間御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十時十五分）